

育て支援新制度」が始まります

教えて！Q&A 新制度になったらどうなるの？

Q. 入所の手続きはどうなりますか？

A. これまでは、保育園の入所は「申込書」により、家庭での保育に欠けるか判断し入所いただいていた。新制度では、新規利用の場合、保育の必要性を「認定申請書」により認定し、「入所・入園申込書」を提出していただき入所・入園が決まります。現在すでに施設を利用し継続して入所の場合は、「認定申請書」により認定し入所となります。認定の区分は次のとおりです。

なお、平成27年度の保育所利用のご案内は、広報しらたか11月12日号でお知らせします。

【1号認定】 教育標準時間認定
満3歳以上で教育を希望する場合
利用先…幼稚園・認定こども園



【2号認定】 満3歳以上・保育認定
満3歳以上で、「保育の必要な事由」
に該当し、保育所などで保育を希望
する場合

利用先…保育所・認定こども園

【3号認定】 満3歳未満・保育認定
満3歳未満で、「保育の必要な事由」
に該当し、保育所や地域型保育など
で保育を希望する場合

利用先…保育所・認定こども園・
家庭的保育など

2号・3号認定については、保育が必要な時間によって、「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分されます。

- ①保育標準時間（フルタイム就労を想定した利用時間）… 最長で1日11時間、保育を利用できます
- ②保育短時間（パートタイム就労を想定した利用時間）… 最長で1日8時間、保育を利用できます

Q. パートタイムで働いている人や家で育児をしている人は新制度の支援を受けられないのですか？

A. 新制度は子育てをしているすべての家庭を支援するものです。パートタイムで働いている人や育児休暇取得中すでに保育所等を利用している子どもがいても、「保育を必要とする事由」に該当すれば保育所等を利用することができます。また、家で育児をしている人が利用できる地域の子育て支援もあります。

◆保育を必要とする事由

- ◇就労（パートタイム等を含む基本的にすべての就労）
- ◇妊娠、出産
- ◇保護者の疾病、障がい
- ◇同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ◇災害復旧
- ◇求職活動（起業準備を含む）
- ◇就学（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- ◇虐待や家庭内暴力の恐れがあること
- ◇育児休業取得中に、すでに保育所等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ◇その他、上記に類する状態として町が認める場合

◆利用できる地域の子育て支援

- ◇一時預かり…家で育児をしている保護者の急な用事などの際に利用できます。
 - ◇地域子育て支援拠点…身近なところで子育てに関する相談や親子の交流、子育ての仲間づくりができます。
 - ◇放課後児童クラブ…仕事などで、昼間保護者がいない家庭の小学生を預けることができます。
- ※その他にも、ファミリーサポートセンターなどの支援があります。



Q. 新制度になると保育料はどうなりますか？

A. 保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限に検討を進めています。具体的な金額については決まり次第お知らせします。